

# テクニカルスタンダードをめぐる 諸問題

～資格取得にかかわる学部を中心に～



国立高等専門学校機構本部

特命准教授／学生参事補 船越高樹

# 合理的配慮と従来の支援の違いは？

## 【教育活動の一環としての学生支援】

- 思いやり、慮り、支え合い、手伝い、支援、サポート、配慮
- 教育的配慮＝教員の個々の工夫  
➡ 提供側のさじ加減で「思いやり」の発露としてなされる。

## 合理的配慮はさまざまな支援の一部



## 【制度としての合理的配慮】

教育機関として明確なルールを設けて  
障害のある学生の意思の表明を受け  
双方の建設的な対話を実施する。

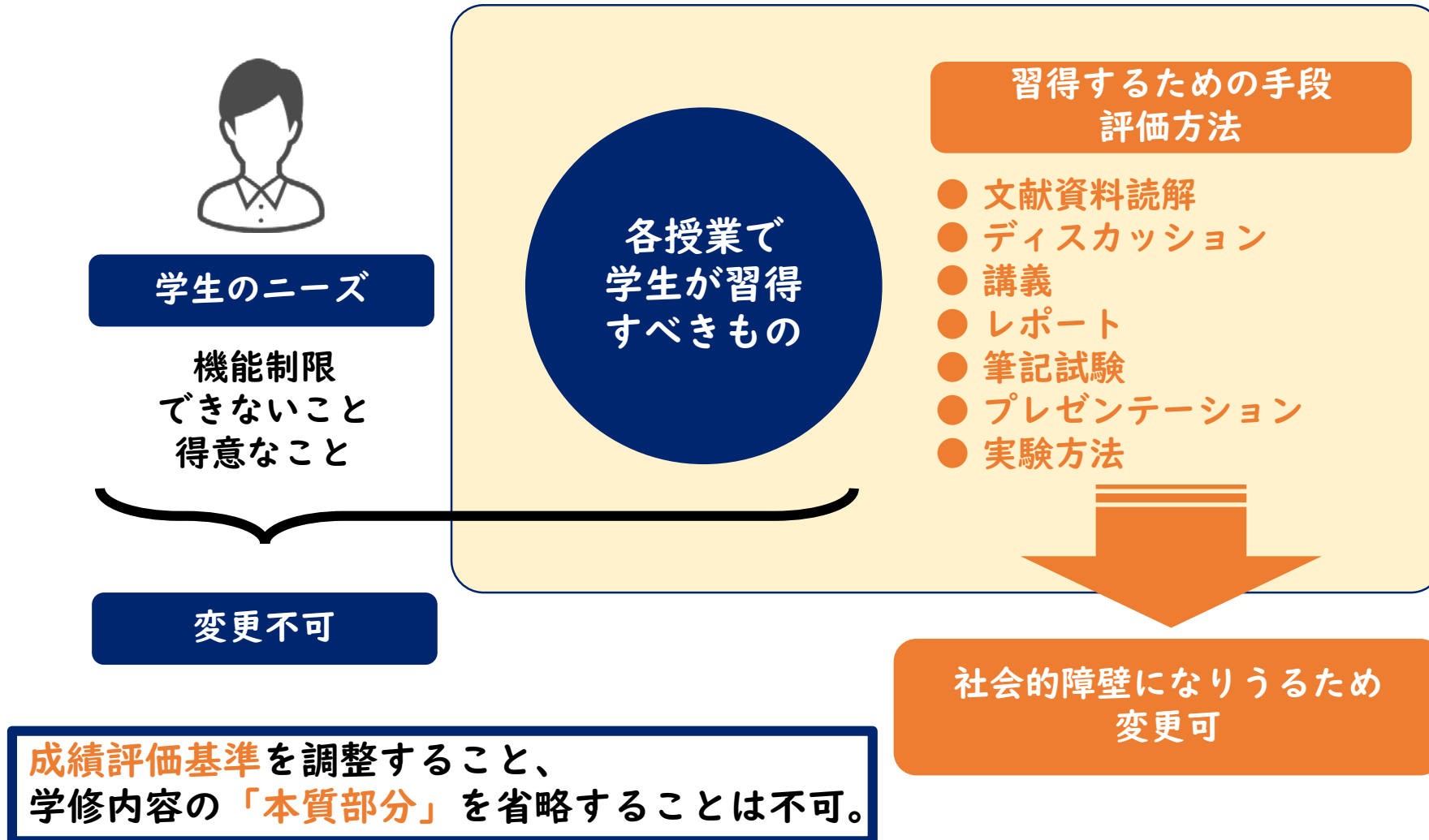
妥当性を判断し、互いに納得した上で  
合理的配慮として提供する。

法的規制のもとで、  
本人の意向が尊重された対話を通じて  
機会平等達成のために  
提供される。

本人が知らないとか、同意なく  
提供されることはありえない。



# 合理的配慮で変更・調整可能なのは？



H29.2.7 ネットワーク大学コンソーシアム岐阜 H28年度 高大連携セミナー  
信州大学 高橋 知音 氏のスライドを参考に一部改変

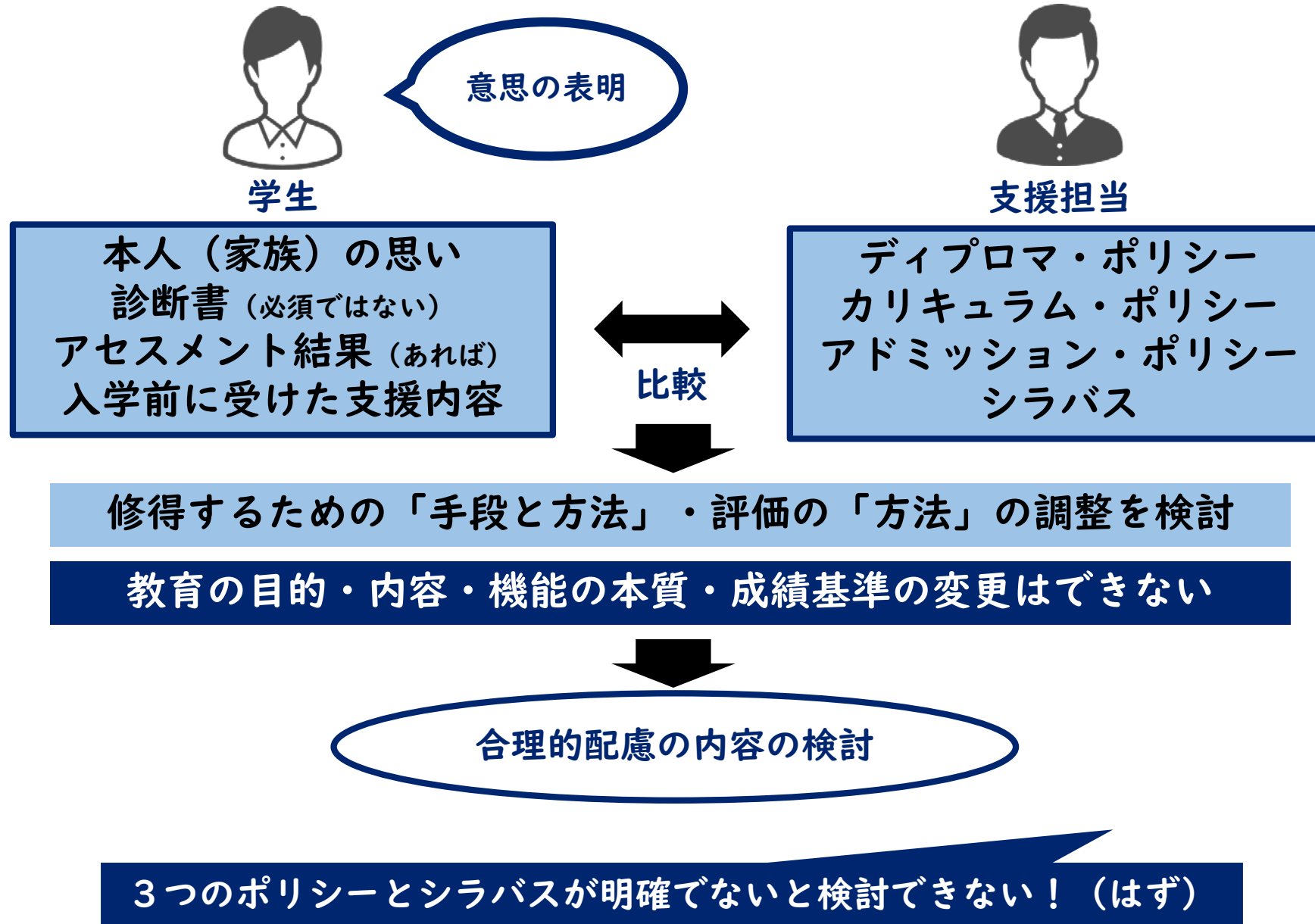
# 成績評価において合理的配慮を実施するために必要なこと



## 3つのポリシーとシラバスの充実と明確化

ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)	どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するかを定めたもの。
カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施の方針)	どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどのように評価するかを定めたもの。
アドミッション・ポリシー (入学者受け入れの方針)	どのように入学者を受け入れるかを定めたもの。受け入れる学生に求める学修成果を示す。具体的評価方法は募集要項等で公開。
シラバス (授業計画)	授業で修得すべきもの、授業方法、授業計画、評価基準を明記。

# 合理的配慮の内容決定までのプロセス



# 適切な合理的配慮を提供したいのだけど。。。。

## 合理的配慮の《適・不適》を判断するプロセス

すなわち

『教育の目的・内容・機能の本質を問う営み』

にもかかわらず・・・

三つのポリシーやシラバスには、あいまいな用語、マジックワード（何かを示している気になってしまいがよく考えるとわからない言葉）があふれていて判断基準になしえない。。。。

医学とは？

臨床とは？

実践力とは？

チームワーク力とは？

デザイン力とは？

コミュニケーションとは？

連携とは？

看護とは？

学力とは？

ケアとは？

# 大学における教育の質保証をめぐる動き



2001年(平成13年)12月

総合規制改革会議

「規制改革の推進に関する第1次答申」

2002年(平成14年)8月

中央教育審議会 提言

「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」

2012年(平成24年)8月

中央教育審議会 答申

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて

～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」

学士課程教育を各教員の属人的な取組から大学が組織的に提供する体系立ったものへと進化させ、学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った学士課程教育へと質的な転換を図るためには、教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換が必要である。(平成24年8月中教審答申 15頁)

# (参考) 医学部医学科教育における認証評価制度

「教育の質保証」

「認証評価制度」2004(H16)年度～



例) 医学教育 日本で医学教育を受けた学生が米国へ留学するための認証制度

●世界医学教育連盟

(World Federation for Medical Education : WFME)

↓認証↓

●日本医学教育評価機構

(Japan Accreditation Council for Medical Education : JACME)

↓認証↓

日本の大学

↑米国での研修資格を認定↑

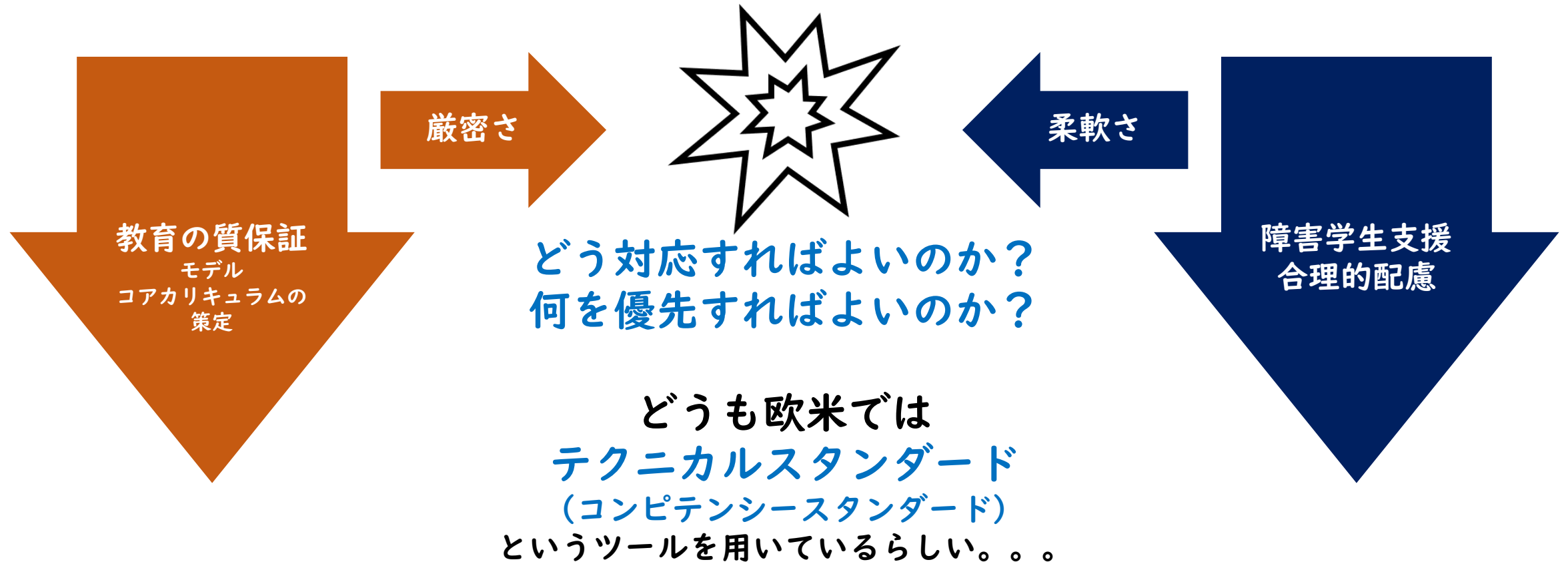
●ECFMG

(Educational Commission For Foreign Medical Graduates)

専門職としての能力を明確に定義し、  
確かな基準・内容に基づき教育を展開する → 教育内容・評価の厳格化が進む



# 教育の質保証と合理的配慮提供の間に生じたコンフリクト



「テクニカルスタンダード」とは…  
三つのポリシー等の（学術的基準）とは異なる。  
コースやプログラムの単位で、本質的に求められる能力要件を明示したもの。

# 【参考】看護分野におけるテクニカル・スタンダード (英・豪ではコンピテンシー・スタンダード)

領域		学生に求める能力や知識、スキル (Level2)	要件達成と評価される課題の例(Level5)
倫理的行動		◆臨床現場での倫理的行動に関する知識と順守	●講義や臨床現場で個人情報へ適切な行動を示す ●倫理的行動を意識し続ける責任感を示す
行動の安定性		◆多様に変化する講義・臨床現場で前向きに働くための行動の安定性	●建設的なフィードバックを適切に受け止め、反応する ●臨床現場で自分の感情や行動に上手く対処する
法律		◆豪州の法律、専門規範、職務範囲に関する知識と順守	●豪州医療従事者登録機関 (AHPRA) の学生登録要件に従う ●関連する子どもの保護と安全に関する法律に従う
コミュニケーション	言語	◆言語コミュニケーションを正確かつ適切に理解し、反応する	●演習・臨床現場でのディスカッションに参加する。 ●臨床現場でのケア要求に適切に反応する
	非言語	◆行動の手がかりを適切に認識・解釈し、反応する	●教室の状況を適切に認識し、反応する ●臨床現場の非言語的手がかりを適切に認識し、反応する
	書字	◆明瞭な書字によるコミュニケーションをする	●学術要件を満たすエッセイを作成する ●専門的基準を満たす看護記録を速やかに作成する
認知	知識	◆関連する適切な情報を示す ◆実践上の知識や情報を扱う	●学習評価への応答で、適切な知識を概念化し、使う ●臨床現場での方針や手続きに関する知識を示す
	識字	◆文章を構成するために学術的な形式を理解し、使う ◆多様な印刷物や情報を読み、理解する	●適切な学術形式で言い換え・要約・参照をする ●正確で整理された看護記録を示す
	計算	◆データや尺度、数値基準を解釈し、正確に適用する	●正確な投薬の計算を行う ●水分出納表 (Fluid Balance Chart)
感覚機能	視覚	◆要求されたスキルを遂行するのに十分な視覚機能	●投薬の書類を正確に作成する ●傷口のわずかな変化に気づく
	聴覚	◆要求されたスキルを遂行するのに十分な聴覚機能	●聴診による血圧測定を正確に実行する ●呼び出しによるケア要求に気づく
	触覚	◆要求されたスキルを遂行するのに十分な触覚機能	●体温や脈拍の触診などで血行の変化に気づく力と可動性
力と可動性	粗大運動	◆安全で効果的なケアの提供に必要な粗大運動能力	●人や物を安全に移動し、適切なバランスを維持する ●道具や機器を安全に取り外して、利用する
	微細運動	◆安全で効果的なケアの提供に必要な微細運動能力	●菌が入らないように傷口に包帯を巻く ●輸血用器具を正確に差し込み、既定の速度に設定する
持続可能なパフォーマンス		◆課題完了に必要なレベルでの身体エネルギーがある	●チュートリアルや、講義に参加する ●調整済みの時間枠内で一貫したケアを提供する

(出典) 竹田一則編, 佐々木銀河他著: よくわかる! 大学における障害学生支援 ジアース教育新社, 256, 2018, University of Western Sydney: Inherent requirements for Nursing courses.

# 【参考】 University of New England College of Pharmacy



UNE UNIVERSITY OF NEW ENGLAND  
INNOVATION FOR A HEALTHIER PLANET

College of Pharmacy

MENU

## ACADEMIC AND TECHNICAL STANDARDS

Pharmacy students must complete all Doctor of Pharmacy program requirements and receive a passing grade in all courses and clinical rotations to be eligible for graduation. The graduating student must have a cumulative grade point average of 2.0 or better.



## Technical standards

All students must be able to meet the following University of New England (UNE) College of Pharmacy technical standards. A student accepted into the Doctor of Pharmacy program must have abilities and skills in five categories observation, communication, motor, intellectual, and behavioral/social. Standards are developed as criteria to achieve the Doctor of Pharmacy degree in preparation for licensure as a practicing pharmacist and for postgraduate professional training and education in any of the varied fields of pharmacy. Further, the safety of the patient, on whom the pharmaceutical education process is largely focused, must be guarded as the final and ultimate consideration.

The University of New England, College of Pharmacy acknowledges Section 504 of the 1973 Vocational Rehabilitation Act and PL 11-336, the Americans with Disabilities Act (ADA) 19903, and requires minimum technical standards be present in students accepted into the Doctor of Pharmacy program. The College of Pharmacy will engage in an interactive process with applicants with disabilities but the College of Pharmacy reserves the right not to admit any applicant who cannot meet the Technical Standards set forth below, with reasonable accommodations. Applicants are not required to disclose the nature of their disability(ies), if any, to the Admissions Committee. However, any applicant with questions about these technical standards is strongly encouraged to discuss his/her specific issue(s) with the Student Access Center prior to the interview process. If appropriate, and upon the request of the applicant, reasonable accommodations will be provided.



Observation 観察  
Communication コミュニケーション  
Motor 運動  
Intellectual 知性  
Behavioral and Social 行動/社会

➔ 合理的配慮提供の有無にかかわらず  
5項目のスキルと能力を有することを  
学生に求めている



日本ではなじみのない  
「テクニカルスタンダード」の考え方の流入

さまざまな誤解と不安の発生

実際のところどうなのか？  
大学では何をどう備えればいいのか？



# 米国における障害者支援関連の法律(一部)



- 1965 Higher Education Opportunities Act (HEOA)  
高等教育機会法
- 1973 Section 504 of Rehabilitation Act  
リハビリテーション法 第504条
- 1990 The Americans with Disabilities Act (ADA)  
障害のあるアメリカ人法
- 2008 HEOA / ADA 修正
- 2014 Workforce Innovation and Opportunity Act (WIOA)  
労働力革新機会法

## 1973 Section 504 of Rehabilitation Act



### リハビリテーション法 第504条

SEC. 504. (a) No otherwise qualified individual with a disability in the United States, …… , shall, solely by reason of her or his disability, be excluded from the participation in, be denied the benefits of, or be subjected to discrimination under any program or activity receiving Federal financial assistance or under any program or activity conducted by any Executive agency or by the United States Postal Service.

米国における**適格性のある障害のある人**は何人たりとも、障害があるという理由のみによって、連邦政府から補助金を受けられるいかなる事業、又は各実施当局及び郵便サービスの実施するいかなる事業においても、参加を阻まれたり、受けるべき利益を損なわれたり、受けるべき利益を損なわれたり、差別を受けたりすることがあってはならない。

米国における障害者支援関連の法律(一部)

# 米国における「適格性のある人」の考え方



## ADA § 101(8) Qualified individual

The term “qualified individual” means an individual who, with or without reasonable accommodation, can perform the essential functions of the employment position that such individual holds or desires.

「適格性のある人」という用語はその人が就いているまたは希望する職務の本質的機能を「合理的配慮」があってもなくても遂行できる人を意味する。

### 適格性の有無の判断方法

- (1) 当該職務が要求する、障害によっては影響を受けない選定基準をその人が満たしているか。
- (2) 「合理的配慮」についても考慮したうえで、職務の本質的機能の遂行が可能かどうかについて判断される。なお、職務にとって周辺的な業務を遂行できないことは適格性の判断に影響しない。

「本質的機能」「選定基準」を明示するため、テクニカルスタンダードが改めて示されたともいえる。

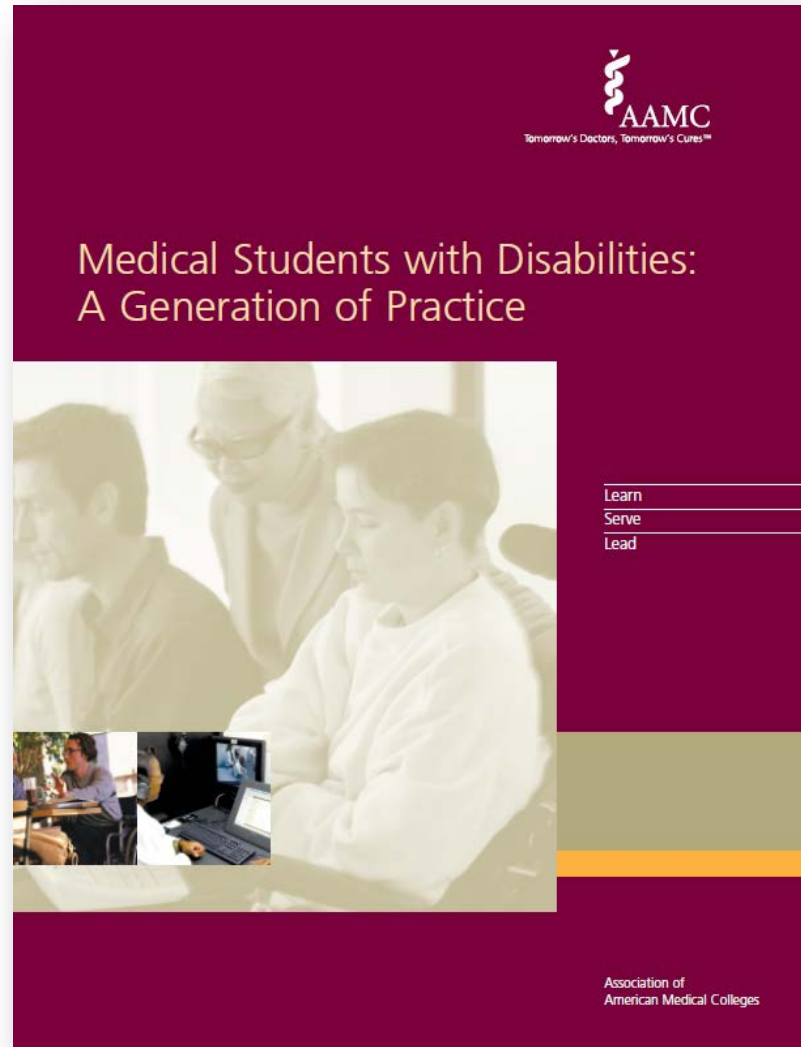
長谷川珠子「アメリカにおける合理的配慮について」 (2008.06)

厚生労働省 第3回労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会 資料2 より





## American Association of Medical Colleges 米国医科大学協会 (2005) 刊行



# テクニカルスタンダードを欠格条項として用いるのは禁じられている



## ADA § 102(b)(6)

障害者を実際に排除したり排除する傾向のある職務基準を用いることは、それがその職務に関連しかつ業務上の必要性に合致しない限り許されない。

→職務基準や試験方法が障害者にとって不利な効果を持つ場合には、合理的配慮を提供することにより、その不利な効果を取り除くことが求められる。

テクニカルスタンダードを障害のある人を排除するためのツールとして用いることは禁じられている。

『最高裁判決に基づくADAの“障害”と“適格”の概念についてのEEOC調査官への指針』

Instructions for Field Offices: Analyzing ADA Charges After Supreme Court Decisions Addressing "Disability" and "Qualified" (EEOC 1999)

『ADAのもとでの合理的配慮と過剰な負担についてのEEOCの方針の手引き書』

Enforcement Guidance: Reasonable Accommodation and Undue Hardship Under the Americans with Disabilities Act (EEOC 1999)

→適格性のある障害者／合理的配慮の厳密な定義について示している。

長谷川珠子, 日本学術振興会, 「アメリカにおける合理的配慮について」, 2008, 厚生労働省 第3回労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会 資料2 より  
北野誠一, 桃山学院大学, 「ADA (障害をもつアメリカ人法) 10年の歩みと、日本における障害者権利法 (JDA) の方向性その5」, 月刊ノーマライゼーション 障害者の福祉, 2001年1月号 (第21巻 通巻234号) より

# 日本へ導入するときの注意点

米国は「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准していない

→米国の単独行動主義と、適格性のある障害者の規定が国内法にあることが理由

日本は「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准している

→「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」は全ての国民が対象

日本には「適格性のある障害者」という考え方は存在しない  
→「テクニカルスタンダード」も明確には存在していない

日本で  
専門職としての専門性の担保  
障害のある人が専門職として活躍できる権利  
どう両立するか？

# 日本におけるテクニカルスタンダード？

日本にはまだ  
明確な形で「テクニカルスタンダード」は存在しない

テクニカルスタンダード的なものの存在のみ

モデルコアカリキュラム  
ディプロマポリシー  
カリキュラムポリシー  
アドミッションポリシー  
ルーブリック評価基準  
資格取得要件 など

これらが集合的にテクニカルスタンダード的なものを構成している状態

これらを障害のある人の排除規定にしないためにはどうしたら良いか？

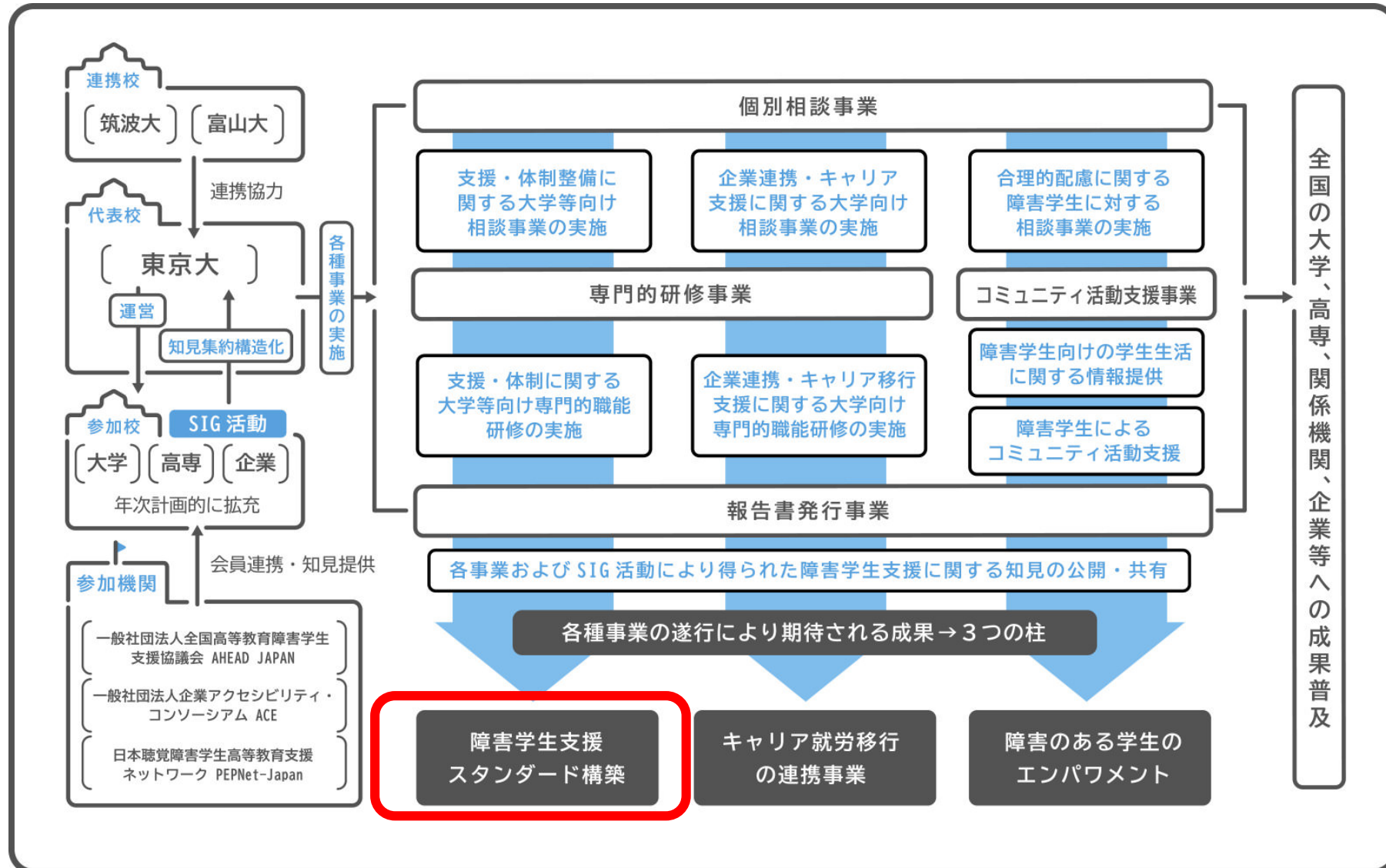
# テクニカルスタンダードと公正さ、法体系の違いによる影響

- 日本では極論すれば「ルールは守るものであり例外は基本認められないもの」であり、本質的機能などが示されていると排除のための記述と考えられがち
  - ←→ 米国では「ルールは公正な議論と交渉のためにお互いの共通理解の軸を示したもの」であり「個別の権利保障についての決定は過去の判例を参考にしながらケースバイケースに決めて、社会全体で考え方を作り上げていくためのもの」TSもしかり
- 合理的配慮の考え方の理解には、判例法的な考え方の理解が必要
  - 本質的機能などが明示されていても、例外は認めないと拒否しているのではなく、基本的な考え方をルールとして事前に示すことで、公平に話し合おうと議論を開いているもの
  - 法体系上でも、日本は基本的には大陸法（細かいところまで施行令などで決め切る成文法）だが、米国は英米法（枠組みを示してあとは判例で決めていく判例法）であり、法体系の違いも私達の認識に大きく影響している可能性

近藤武夫先生2018/11/02 PHED SIGTS CBIの資料より

# 東京大学

## 「障害と高等教育に関するプラットフォーム形成事業」 PHED : Platform of Higher Education and Disability



# 東京大学PHEDテーマ別検討部会：Special Interest Group

## (1) 障害学生支援におけるQI (Quality Indicator=質の指標) の策定；

→ 障害学生支援のスタンダードとなる知識・技術の基本体系を策定

## (2) コストとリソース確保の検討；

→ QIを達成するために必要なコスト（予算・機材・人員など）を検討し、必要なリソースを揃えるための手立てを提案

## (3) 理解啓発コンテンツの作成；

→ 教職員や一般学生だけでなく、障害学生本人や保護者向けにも、障害学生支援や合理的配慮提供に関する理解啓発のための専門的研修CBIの実施やコンテンツを作成

## 障害学生支援スタンダード

【アクセシビリティ】 学内バリアフリーの促進、合理的配慮のあり方、入試における配慮提供

【法の理解】 障害者差別解消法など法の理解と遵守、合理的配慮提供のあり方に関する理解啓発、障害による差別の根絶と法的処置

【アシスティブ・テクノロジー】 支援機器の確保と準備（スタートアップ機器の情報提供）、ICT・アルテクの活用、修学・生活支援技術活用の促進

【キャンパスソーシャルワーク】 学内コーディネート の在り方、地域支援サービスの活用、学外連携、各種サービス利用のための学生エンパメント

【就労移行・キャリア支援】 学内外の障害学生インターンの促進、地域就労移行支援サービスの活用、法的理解、産学官の連携ネットワーク、社会移行のための学生エンパメント

【教育の本質および専門職養成とテクニカルスタンダード】 教育の本質に関する再検討、職務要件としての専門的技術のあり方、学内外実習等における合理的配慮のあり方

【根拠資料とその取扱い】 合理的配慮提供の根拠資料（障害者手帳・診断書等）の意義、適切な配慮の根拠となるアセスメントのあり方、学内での資料取り扱いガイドラインを策定

【災害等の緊急時対応】 災害等の緊急時における障害学生支援の準備と対応、大学内の防災対策強化、地域防災との連携



**西村 優紀美 Yukimi NISHIMURA**

富山大学保健管理センター准教授／教育・学生支援機構 学生支援センター副センター長 アクセシビリティ・コミュニケーション支援室長／一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会AHEAD JAPAN理事。専門は自閉スペクトラム症児・者に対するコミュニケーション教育。大学では障害学生支援に関する学内外ネットワーク構築、発達障害学生に対するコミュニケーション支援と卒後支援に関する研究と実践を行っています。社会人として悩みながらも活躍している卒業生に会い、話をするのが楽しみです。



**船越 高樹 Koju FUNAKOSHI**

京都大学 学生総合支援センター 特任准教授、高等教育アクセシビリティプラットフォーム チーフコーディネーター。初等教育から高等教育までのすべての教育段階での現場経験があり、インクルーシブな教育システムづくりに自ら参画して取り組む実践家。合理的配慮の内容検討の際の参照基準として、教育の本質要件等と密接に関わるテクニカルスタンダードの重要性に着目し、SIG-TSに参加している。



**嶋田 かをる Kaoru SHIMADA**

熊本保健科学大学 学生相談・修学サポートセンター 教授、兼 保健科学部 医学検査学科 教授。学科教員として、学生相談員と障害学生支援室委員を兼務して参りましたが、2018年4月から新設されたサポートセンターに軸足を移しました。オーガナイザーとして、機能障害を有しながら医療職を目指す学生の皆さんへの支援を務めています。



# 「テクニカルスタンダード」の定義

## 「三つのポリシー」

「ディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」  
「カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）」  
「アドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）」

高等教育機関における学術的要件を示す  
➔ 抽象的な表現が多い

## 「テクニカルスタンダード」

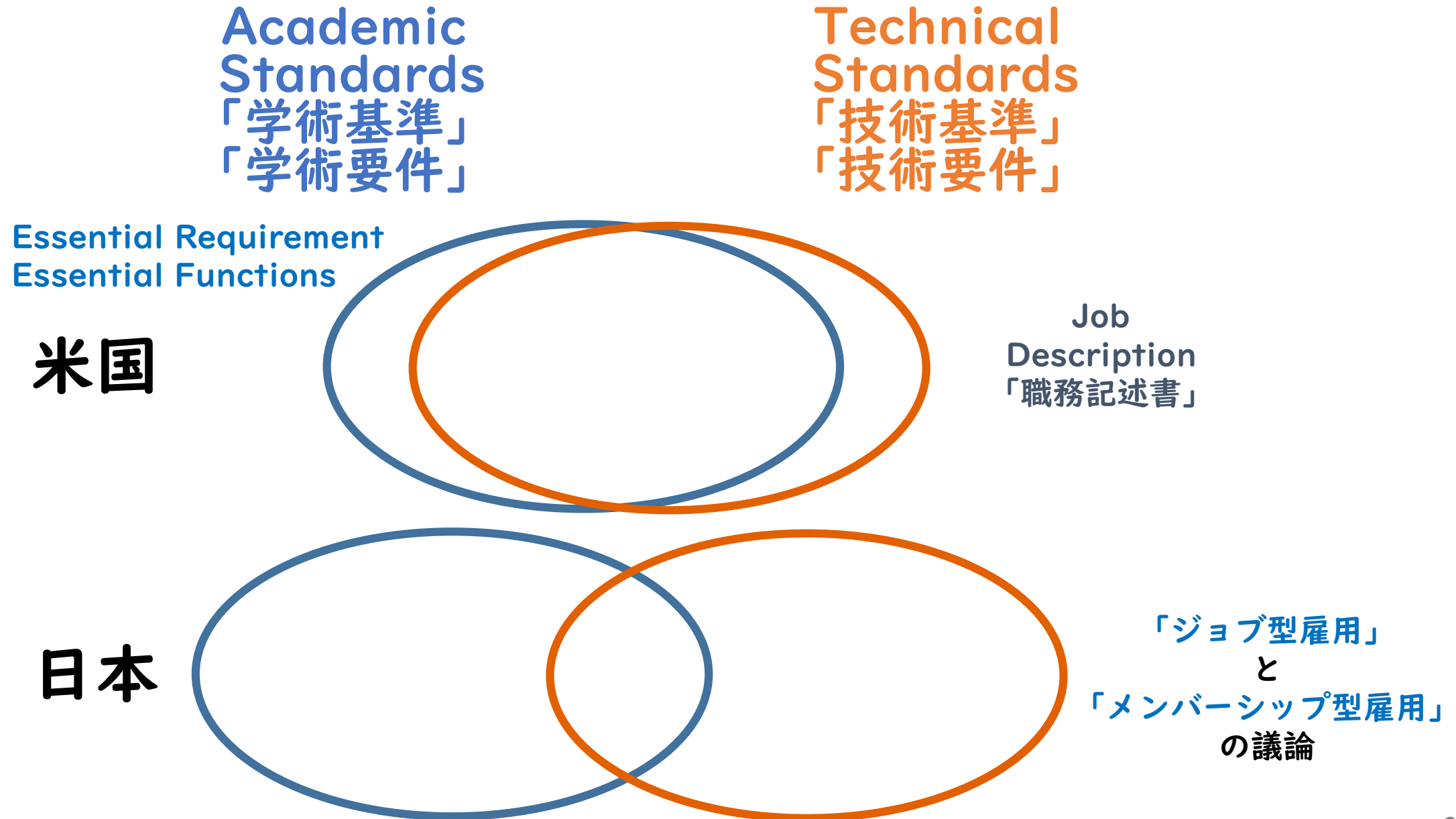
### 《定義》

「専門職が専門職として機能するために必要な、本質的に求められる能力要件を具体的に明示したもの」

### 《留意点》

修学上または社会移行における合理的配慮を受けた上で達成しても良いとされている点に留意する必要がある。

# SIG-TS：教育の本質および専門職養成とテクニカルスタンダード



# テクニカルスタンダードの二面性

“テクニカルスタンダード”  
ネガティブな側面



拡大解釈

的確な合理的配慮がなされない



新たな欠格条項  
として運用されてしまう恐れ



“テクニカルスタンダード”  
ポジティブな側面



達成基準の明示

支援手法の検討が容易に



合理的配慮提供の際の  
参照基準・目標として  
変更・調整がしやすくなる。





## 1. “TS” を扱う上での基本姿勢

2. 入学時における合理的配慮の内容調整

3. 高等教育機関での“TS”を絡めた修学全般を見通した合理的配慮の内容調整

4. 学内の実験・実習・演習時の合理的配慮の内容調整

5. 学外実習時の合理的配慮の内容調整

6. 就職活動時の移行支援における合理的配慮の調整

7. “TS”に関する啓発活動（策定、修正、変更への関与等）

“テクニカルスタンダード”  
を意識しつつも

拡大解釈や  
過剰適用を避け

本人との建設的対話に  
基づく調整を

いかに実現できるか

手順を明記



現場での課題は？

## 2-1. 入学前の対応において“TS”を意識できる。

### ◇意図：

入学を希望する学部のアドミッションポリシーについて、入学希望者（必要により保護者）と確認し説明する。また、入学前の支援に関する情報が共有できるならば、それをもとに合理的配慮の提供内容を効果的に検討できることを説明する。

### ◆よくある間違い：

「あなたにだけに特別なことはできない」、「前例がない」、「人手が足りない」、また、「専門職として求められる能力は自力で発揮できるのが当たり前である」などと“TS”を盾に、入学を暗に拒否する。

### ◎ Good practice：

①たとえ支援困難なニーズのある入学希望者であっても、自学を進路先として検討していることは歓迎すべきことと受け止める。

②本人が希望する学部・学科・研究科が求める3つのポリシーと、本人の思い、意図を十分にくみ取りつつ、示されている“TS”とも比較し、困難な場面も想定しつつ、客観的にフェアな判断ができるよう適切な情報提供を行う。

③中等教育までに個別の教育支援計画や JAPAN e-Portfolio などの資料が作成されているならば、それらの活用も効果的であることを伝え、具体的な支援材料として、共に検討する。

# 障害をめぐる臨地実習の位置づけ

三者それぞれが  
障害のある人の  
働き方について  
検討・試行する機会

## 【大学の課題】

障害のある学生の教育を  
どうスムーズに実施するか  
専門職としてどう育成するか？

## 【医療機関の課題】

障害のある人を  
どう受け入れ  
共に働けるようにするか？

## 臨地実習



## 【障害等のある学生の課題】

現場で働くことを体験、知る機会  
自分の支援ニーズについて知る機会  
セルフアドボカシーの力を高める機会

# 高等専門学校における技術者教育（15歳から学べる高等教育機関）

## 質が保証された教育を目指して

国立高専では、3つのポリシーとモデルコアカリキュラム、国立高専の特色を踏まえ、カリキュラムを可視化し、教育実践を行っています。  
総合的なアセスメント及び様々なデータに基づき、教員のスキルアップと教育方法を改善し、PDCAを回しながら、教育の質保証を行っています。

### Point PDCAによる持続的な改善

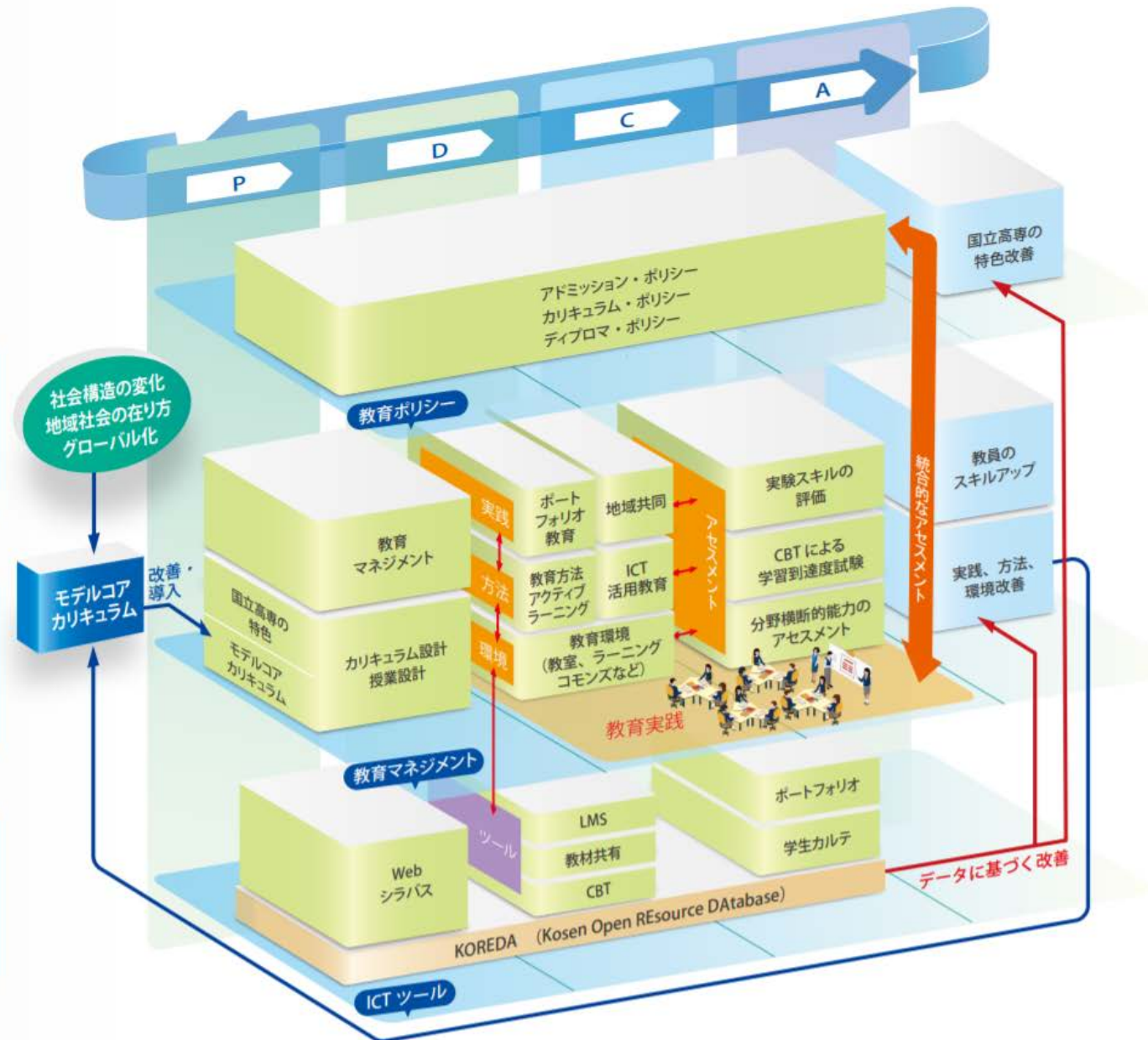
KOREDAに蓄積されたエビデンスをもとに、モデルコアカリキュラム、国立高専のディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーを持続的に改善。PDCAをまわすことで、より良い教育のあり方を模索し続けていきます。総合的なアセスメントもデータ化され、個別最適化された学びを力強く推進していきます。

### Point 人間力を培う総合的なアセスメント

各科目の成績だけでは、リーダーシップなどの到達度を判断することはできません。モデルコアカリキュラムでは、ディプロマ・ポリシーに基づく行動特性の評価、モデルコアカリキュラムの到達目標の評価を総合的に判断。一人一人の人間力をアセスメントしていきます。

### Point KOREDAによるデータの集約と分析

国立高専機構では「学生情報統合システム対応データベース」、KOREDAを導入。国立高専の教育ツールである「LMS」や「CBT」、アセスメントを通じて得られた「学生カルテ」や「ポートフォリオ」などのデータを集約し、全国の教育現場で閲覧できるようにしていきます。



# 教育の質保証と合理的配慮提供の間に生じたコンフリクトを乗り越える

